様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和4年1月7日

□ 中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	たつの市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.tatsuno.lg.jp/jouhousuishin/mynumber.html

執行機関名　たつの市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第36条で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		たつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1第6の項 福祉医療条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第36条で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129)第1条	たつの市福祉医療費助成条例(平成17年条例第74号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	この条例は、社会福祉の理念に基づき、高齢期移行者、重度障害者(重度障害児を含む。以下同じ。)、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児及び高齢重度障害者の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		たつの市福祉医療費助成条例(平成17年条例第74号)